

第1回 航空従事者の飲酒基準に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成30年11月20日 18:00~20:00
2. 場所：中央合同庁舎2号館 共用会議室 3A・3B
3. 出席委員：井上委員、河内委員、小林委員、津久井委員、樋口委員、細谷委員
4. 議事概要：
 - 設置要領（資料1）に基づいて「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を航空局に置くことについて了承を得た。
 - 当該検討会の座長として河内委員が選任された。
 - 事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

（委員から出された主な意見）

- ・これまで操縦士に対して自己管理を前提とし、操縦士間で相互確認することが求められていたが、今回の事案では適切に機能しなかった。類似事案が連続しており、数値基準の設定、基準遵守状況を確認する方法の明確化、操縦士へのアルコールの知識及び多くの人命を預かる自覚・意識を持ってもらう教育の3つの対策が必要ではないか。また、基準設定後に国の厳格な指導監督により基準の遵守を図ることも必要になる。
- ・学問的には、血中アルコール濃度0.02%（呼気アルコール濃度0.10mg/l）から判断力や注意力に影響が出始めることが知られている。多くの人命を預かる操縦士に対して自動車と同程度でもよいかどうか、血中濃度と運転技量の関係性を評価した論文等を基準の判断材料にすることを推奨する。
- ・海外では精神作用物質としてアルコール以外の薬物等を対象とした依存症への対応もなされており、薬物についても世間一般レベルの注意喚起が必要であるが、まずは年内をめどにアルコール基準の議論を進めるべき。
- ・アルコール濃度の基準値だけでは、直前に飲酒した場合に適切に検知できない可能性があるため、飲酒禁止時間の設定は必要。ただし飲酒量により分解される時間が異なるため、大量に飲酒をした場合は24時間経過しても残っている可能性もある。飲酒禁止時間を延長することに合理性はない。
- ・自家用機についても一定の数値基準は必要であるが、検査方法等基準の遵守のため実行可能な仕組みにする必要がある。
- ・アルコール依存症の場合、自己コントロールができず、過度な飲酒を隠そうとし有害な結果に至ると理解していても飲酒することがある。検査数値を以て依存症と診断することは困難であるため、企業における依存症の把握とケア、依存症に関する教育についても検討する必要がある。

以上